

令和6年度

岡山県備前市立高等学校入学者選抜実施要項

岡山県備前市立片上高等学校

令和6月1日

備前市教育委員会

令和 6 年 度

備前市立高等学校入学者選抜実施要項（岡山県備前市立片上高等学校）

備前市教育委員会

1 募 集

(1) 応募資格

岡山県備前市立片上高等学校（以下「片上高等学校」という。）に入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）した者

イ 令和6年3月中学校等を卒業する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

(2) 募集定員 40名

(3) 第2次募集 実施しない。

2 出 願

(1) 出願の制限

岡山県立中学校、高等学校及び中等教育学校の通学区域に関する規則（以下「規則」という。）に準ずる。ただし、他の公立定時制課程〔第Ⅱ期〕の高等学校を併願することはできない。

(2) 志願者情報等登録

ア 志願者情報等登録期間は、令和6年2月1日(木)から令和6年3月22日(金)正午までとする。

イ 志願者は、片上高等学校の出願サイトに所定事項の入力等を行う。

(3) 出願の期間

令和6年3月19日(火) から3月22日(金)まで（ただし、祝日を除く。）とし、受付時間は、午後1時から午後5時まで（最終日は、午前10時から正午まで）とする。

なお、郵送する場合は、3月21日(木)の午後5時までに到着したものに限り。

(4) 出願の手続

ア 志願者は、次の書類に所定事項を記入し、在学若しくは出身中学校等の校長又は文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の長（以下「中学校等の校長」という。）を経由して出願の期間内に片上高等学校に提出する。

ただし、学校教育法施行規則第95条に該当する者（上記在外教育施設の卒業（見込）者を除く。）は志願者本人から提出することができる。

名 称	様 式	部 数
入 学 願 書	1	1部（出願サイトから印刷したもの）
自己申告書	2	長期欠席者、過年度卒業等のうち、提出を希望する志願者についてのみ1部提出

イ 中学校等の校長は、志願者が出願サイトに入力した事項を確認し、インターネット出願システムにおける中学校等用の出願管理サイト（以下「中学校等専用サイト」という。）を通じ、承認の登録を行い、次の書類を作成してそれぞれの提出期間内に、片上高等学校に提出する。

名 称	様 式	部 数
入学志願者一覧表	令和6年度岡山県立高等学校 入学者選抜実施要項の様式4	1部
調 査 書	同要項の様式5	各志願者について1部
学年についての 報告書の百分率表	同要項の様式6	1部

(5) 特別出願の手続

ア やむを得ない理由により保護者と同居できないため、所属学区の高等学校に就学できない志願者は、出願に先立って次の(ア)、(イ)、(ウ)により、学区外出願許可申請書(様式3)を提出し、許可を受けなければならない。

(ア) 提出期間

令和6年1月10日(水)から3月18日(月)まで

(イ) 提 出 先 (提出部数)

片上高等学校(2部)

(ウ) 提出書類

(a) 学区外出願許可申請書(様式3により作成)

(b) 理由を裏付ける証明書類

○ 関係者全員の住民票の写し

なお、住民票の写しについては、世帯主及び続柄が記載され、本籍及び個人番号(マイナンバー)が省略されたものであること。

○ その他(例:実際に居住していることを示す資料、転勤証明書等)

イ 転勤や、家屋の新築・購入等により中学校等卒業後、県外から県内への一家転住が決定的な志願者は、その旨を証明する書類を添え、前記アに示す志願者に準じて、学区外出願許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。

(6) 入学選抜手数料

備前市使用料及び手数料条例(平成17年3月22日条例88号)の定めるところにより、無料とする。

(7) 入学出願関係書類等の配布

令和6年1月17日(水)に配布する。それ以降、必要がある場合は、備前市教育委員会に直接請求すること。

(8) 出願に当たっては、片上高等学校が示す「三つの方針」等を参考とすること。

3 入学者選抜のための学力検査

(1) 実施期日 令和6年3月25日(月)

(2) 日 程

集合時刻 8時50分

学力検査

教科	開始時刻	終了時刻	時間
国語	9:20	10:00	40分
数学	10:15	10:55	40分
英語	11:10	11:50	40分

※ 英語は聞き取り検査を含む。

(3) 実施場所 片上高等学校

(4) 配慮事項

学力検査等を受検するに当たり、病気や障害等の事情により特別な配慮を必要とする志願者及び日本語指導が必要な外国籍生徒等で特別な配慮を必要とする志願者について、中学校等の校長は、事前に片上高等学校と十分相談すること。

なお、特別な配慮を必要とする志願者について相談する場合は、中学校等の校長は病気や障害、日本語能力等の状況や希望する特別な配慮等を記した文書(県立様式11)を片上高等学校に提出すること。

(5) 出題の方針

ア 平成29年文部科学省告示第64号の中学校学習指導要領に示された目標及び内容の範囲内で出題する。

イ 各教科とも基礎的・基本的事項を中心とし、思考力、判断力、表現力等をみる問題を含める。

(6) 問題の作成

岡山県教育委員会において作成する。

(7) 学力検査実施委員会

ア 学力検査実施委員会は、片上高等学校に設け、学力検査の実施管理に当たる。

イ 学力検査実施委員会には、委員長1名及び委員を置く。

ウ 委員長は片上高等学校長とし、委員は片上高等学校の所属職員の中から委員長が選任する。

(8) 実施後の処理

答案は、学力検査実施委員会において採点する。採点後、各教科の得点(各教科70点満点)を合計し、その合計得点を基に片上高等学校長が定める5段階の評定段階による評価を行い、その結果を「学力検査の評定」とする。

(9) 答案の返還

片上高等学校長は、別に示す要領により、令和6年3月28日(木)に、備前市教育委員会に答案を返還する。

4 面 接

- (1) 志願者には、面接を実施する。
- (2) 実施期日及び場所 令和6年3月25日(月) 片上高等学校
- (3) 面接の実施及び報告等
 - ア 片上高等学校は、学力検査実施委員会に準じて面接実施委員会を設けて実施する。
 - イ 実施の方法については、令和6年3月25日(月)、片上高等学校において志願者に指示する。
 - ウ 片上高等学校長は、面接実施状況報告書を作成して、令和6年4月5日(金)までに備前市教育委員会教育長あて報告する。

5 選 抜

- (1) 選抜の方針
 - ア 選抜に当たっては、中学校等の校長から提出される調査書、学力検査・面接の結果及び自己申告書等を資料として、片上高等学校の特色を配慮して総合的に判断する。
 - イ 調査書については、中学校等の教育の全領域にわたる成果を的確に判断するための資料として重視する。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による、中学校等の臨時休業により、中学校等での活動ができなかったことや部活動等の大会、資格・検定試験の中止等により、総合所見及び参考となる事項等の記載が少ないこと等のみをもって志願者が不利益を被ることがないように配慮する。
 - ウ 学力については、調査書の「学習の記録」に記載された評定から求めた換算点と学力検査の結果から求めた合計得点とを基に、片上高等学校長が「調査書の評定段階」と「学力検査の評定段階」をそれぞれ定め、判定する。調査書の換算点の算出においては、学力検査を実施しない教科及び第3学年の評定を重視して取り扱う。
- (2) 選抜委員会
 - ア 選抜委員会は、入学者の選抜を行う。
 - イ 選抜委員会には、委員長1名及び委員を置く。
 - ウ 委員長は片上高等学校長とし、委員は片上高等学校の副校長及び教職員の中から委員長が選任する。
- (3) そ の 他
 - ア 選抜に当たって使用した資料は、公表しない。
 - イ 片上高等学校長は、選抜終了後、令和6年3月28日(木)に、学力判定原簿(県立様式16)を備前市教育委員会教育長あて提出する。

6 合格者の発表

- (1) 令和6年3月28日(木)午前9時から正午までの間に、片上高等学校及び、片上高校ホームページで発表する。
- (2) 片上高等学校長は、合格者数報告書(県立様式17)を令和6年3月28日(木)に備前市教育委員会教育長及び高校魅力化推進室長あて報告する。また、令和6年4月5日(金)までに、入学者選抜の経過については、備前市教育委員会教育長あて報告し、これに伴う反省事項の報告書については、備前市教育委員会教育長及び高校魅力化推進室長あて報告する。

7 学力検査の結果に関する保有個人情報の本人提供

(1) 本人提供の請求ができる者

片上高等学校入学者選抜の受検者及び受検者の保護者

(2) 本人提供の対象となる個人情報の内容

学力検査の各教科の得点

(3) 本人提供を実施する期間

令和6年3月25日(月)から4月25日(木)まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、午後1時から午後6時までとする。

(4) 本人提供を実施する場所

片上高等学校

(5) 確認のための必要書類

ア 受検者本人の場合は、受検票

イ 受検者の保護者の場合は、受検票及び受検者の保護者本人であることを確認するための書類(運転免許証、旅券等)

※ 写真が貼付されていない書類の場合は、複数の書類により確認する。(健康保険の被保険者証、国民年金手帳等)

※ 入学願書に署名のない保護者の場合は、受検者との続柄を確認するための書類(住民票の写し等)を併せて確認する。

8 その他

(1) 備前市教育委員会教育長が必要と認めたときは、入学者選抜について調査する。

(2) 出願について不正の事実(学歴、通学区域、調査書等)があるときは、入学許可後といえども入学を取り消すものとする。

(3) 選抜に関する表簿の保存期間は、学校教育法施行規則第28条の規定により5年間である。

入試情報

備前市ホームページより → 「令和6年度備前市立片上高等学校」で検索
入試関係書類が添付されています。

QRコードからでも入れます →



備前市教育委員会 教育振興部 小中一貫教育課

〒705-8602

岡山県備前市東片上126番地

TEL 0869-64-1840

FAX 0869-64-4285